

公益財団法人 長野県テクノ財団  
信州酸化ガリウムデバイス化研究会  
運営会則

(設置)

第1条 本会は、公益財団法人長野県テクノ財団（以下「テクノ財団」という。）に設置し、信州酸化ガリウムデバイス化研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 研究会は、国立大学法人信州大学（以下「信州大学」という。）等で開発された酸化ガリウム結晶育成技術を活用し、半導体用のウエハ、環境負荷低減や競争力強化を実現する半導体デバイスを具現化するとともに、長野県発の独自次世代半導体デバイスの創出を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 研究会は、次の事業を行う。

- (1) 酸化ガリウム結晶のデバイス化に係る研究開発プロジェクトの企画・提案
- (2) 酸化ガリウムのーフインチウエハの製造に必要な調査、研究、実証、情報発信及び啓発活動
- (3) 酸化ガリウムのーフインチウエハを使用した半導体の製造に必要な調査、研究、実証、情報発信及び啓発活動
- (4) その他前条の目的達成のために必要な事業

(会員資格)

第4条 研究会の会員は、第2条の目的に賛同し、第3条に掲げる事業のいずれかを行う意思を持ち、入会を希望する者とする。

(会員の入会)

第5条 研究会に入会しようとするときには、入会申込書を会長あてに提出するものとし、運営委員会の承認のもと会員にすることができる。

(会員資格の取消し)

第6条 研究会は、会員が次のいずれかに該当する場合、その資格を取り消すことができる。この場合、既納の事業負担費は返還しないこととし、事業負担費未納の場合には、これを完納しなければならない。

- (1) 研究会の信用を毀損し、又はその目的に反するような行為をしたとき。
- (2) 会員又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められる場合。
- (3) 法令や公序良俗に反する行為をしたと認められる場合。
- (4) 運営会則に違反したとき。
- (5) 会員が退会しようとする理由を付した書面を会長に届出た場合。
- (6) その他取消しすべき正当な事由があるとき。

(運営委員会及び運営委員)

第7条 研究会の運営を円滑にするため、若干名の運営委員からなる運営委員会を置く。

- 2 会長は、研究会の運営上必要と認められるときに運営委員会を開催することができる。
- 3 事業の計画及び運営費の計画は、運営委員会で策定する。
- 4 運営委員は、会長が指名するテクノ財団職員で構成する。
- 5 運営委員会の事務は第17条に規定する事務局が行うものとする。

(役員)

第8条 研究会に会長を置く。

- 2 会長の任期は2年とする。
- 3 会長は、テクノ財団役員及び職員の中から連携会議で選任したものが務める。ただし、設立時から当面の間はテクノ財団専務理事が務める。
- 4 会長は、研究会を代表し、会務を総括する。

(アドバイザー)

第9条 研究会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザは、会長が委嘱する。
- 3 アドバイザは、研究会の運営及び第3条に掲げる事業に係るアドバイスをを行う。

(会員)

第10条 技術開発を直接または間接的に行う者を正会員とする。

- 2 正会員は、原則長野県内で事業を営む、または営もうとする具体的な計画を有する法人とする。ただし、教育機関、公的機関またはそれに準ずる機関に所属する者及びその他特に認める者は県内で事業を営む、又は営もうする法人の規定を除く。
- 3 前項の「その他特に認める者」とは、会長が特に必要と認める者をいう。
- 4 正会員とは別に、広報活動と情報収集活動だけを行う会員を情報会員とする。
- 5 情報会員は、技術開発で得られた成果の提供を受けることができない。

(連携会議)

第11条 連携会議は原則として年1回開催し、会長が招集する。

- 2 連携会議の議長は会長が行う。
- 3 連携会議は次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 運営会則の変更
  - (2) 会長の選解任
  - (3) 事業の計画及び報告
  - (4) 運営費の計画及び報告
  - (5) その他会長が特に必要と認める事項

(運営費)

第12条 研究会に要する経費は、主に会員がテクノ財団に納める事業負担費等をもって充てる。

- (1) 正会員は、毎年度消費税込みで10万円の事業負担費を納めるものとする。
- (2) 情報会員は、毎年度消費税込みで5万円の事業負担費を納めるものとする。
- (3) 教育機関、公的機関またはそれに準ずる機関に所属する者及びその他特に認める者について

ては事業負担費を免除する。

(4) その他研究開発費等について企業等からの資金提供を受領し、運営費とすることができる。

(5) 事業年度途中で入会の場合の事業負担費については、運営委員会の検討事項とする。

(開発情報の共有)

第 13 条 開発情報は、原則的に第 3 条に掲げる事業を担う組織または個人と運営委員会のみで共有する。

2 開発情報の開示に支障がない場合には、第 10 条に規定する任意の正会員、情報会員及び研究会外部の妥当な範囲に対して開示することができる。

(技術開発)

第 14 条 自らの所属組織や個人のリソース（資金、技術、人、装置類、開発支援環境等）を用いて開発を進めることを原則とする。ただし、必要に応じてテクノ財団または研究会のリソースを用いて開発を進めることができる。

2 開発品の販売ならびに試験的な外部使用及び知的財産権の実施等については、事前に運営委員会の了承を得る。

3 成果の分配については、原則的に、投入リソースと開発貢献度に応じて配分する。ただし、直接貢献がない会員に対しても、研究会活動を支援している立場から配分に配慮する場合がある。

4 テクノ財団や公的機関以外の外部からの開発に関するリソース投入については運営委員会の検討事項とする。

(知的財産権の帰属等)

第 15 条 会員は、研究会の活動において発明等を行った場合は、当該発明等に係る知的財産権（以下「本知的財産権」という。）の持ち分については貢献度を踏まえて共有するものとする。

2 会員は共有する本知的財産権に係る出願または申請を行うときは、出願などに要する費用について、別段の定めのある場合を除き、その持ち分に応じて負担する。

3 会員は、共有する本知的財産権が共有者または共有者以外の第三者によって実用化されるときは、持ち分に応じた実施料の配分などを定めた実施契約を締結するものとする。

4 会員は、研究会の活動において取得した知的財産権について、正会員に対して使用を制限しないこととする。

5 知的財産権に関して協議事項が生じたときは、運営委員会で審議を行うものとする。

(秘密保持契約)

第 16 条 会員は、テクノ財団と個別に 1 対 1 の秘密保持契約を締結する。その秘密保持契約の秘密情報の取り扱い内容は第 13 条で定義される。

(事務局)

第 17 条 研究会の運営に関する事務は、テクノ財団が行う。

(会計年度及び事業年度)

第 18 条 研究会の会計年度及び事業年度は、当該事業年度の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(会員資格の喪失)

第 19 条 第 6 条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 12 条の事業負担費を納付しなかったとき
- (2) 当該会員が解散又は死亡したとき

(補 則)

第 20 条 運営会則に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、令和 3 年 10 月 15 日から施行する。

- 2 研究会設立当初の役員の任期については、第 8 条の規定にかかわらず、研究会設立の日から令和 5 年度の最初の総会の日までとする。
- 3 研究会設立当初の会計年度は、第 18 条の規定にかかわらず、研究会設立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。